# 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 2 年度)

## 1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジンセンニンフクシジギョウカイ										
法人名	社会福祉法人仙人福祉事業会										
法人所在地	•	〒 629-1321 福知山市夜久野平野1030番地									
フリガナ	アダチコウゾ	アダチコウゾウ									
書類作成担当者	足立幸造										
連絡先	電話番号	0773-38-1031	FAX番号	0773-38-1037	E-mail	k-adachi@greenvilla.kyoto					

【本計画書で提出する加簋】	≫加質タなチェッカオステレ
	• X• 川 見 石 タフ エツク 9 の、と

▽ 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

✓ 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

### 2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

### (1)介護職員処遇改善加算

	<u> </u>												
(I)	算定する加算の区分	<b>-</b>  *	※ 別紙様式2-2のとおり										
2	介護職員処遇改善加算の算定対象月	<b>/•</b> \	カリルベドボナベム   ムック   スペク   スペク   、										
3	③ 令和 2 年度介護職員処遇改善加算の見込額									22,407,216 円			円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)							22,707,640						
i)介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)									170,500,000	円			
ii)前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【 <b>基準額1</b> 】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)									147,792,360	円			
	(ア)前年度の介護職員の賃金の総額 171,702,310 円							円					
	(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額 22,485,270 円							円					
	(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の総額( <u>その他の職種に支払われた額を除く)</u> 1,424,680 円							円					
	(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額							円					
(5)	賃金改善実施期間	令和	2	年	7	月	$\sim$	令和	3	年	6	月	

### 【記入上の注意】

- ・(1)④ i )の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及び ii )(ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額 [見込額)」及び ii )(ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・(1)④ i )の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される 賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- ・(1)④ ii)(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民 健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、そ の他の職種に支給された額を除く。)
- ・(1)④ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独目の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独目の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

#### (2)介護職員等特定処遇改善加算 ① 算定する特定加算の区分 ② 介護職員処遇改善加算の取得状況 ※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の算定状況 ④ 特定加算の算定対象月 ⑤ 令和 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g) 6,525,324 円 円 6,599,861 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回ること) 円 185,700,000 i)特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を 179,100,139 Щ 除く)【**基準額2】**(ア)ー(イ)ー(ウ)ー(エ) 203,804,669 円 (ア)前年度の賃金の総額 22,485,270 円 (イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額 円 (ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額 1,629,930 円 (エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額 589.330 経験・技能のある ⑦ 平均賃金改善額 他の介護職員(B) その他の職種(C) 介護職員(A) i)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される 円 72,294,688 57,076,784 円 58,562,927 賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h) 221.2 ii)前年度の常勤換算職員数(i) 252.4 252.8 iii)前年度の一月当たりの常勤換算職員数(i) 21.0 21.1 18.4 iv)前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i) 円 225,778 Щ 264,751 Щ 286,429 (A)のみ実施 25,895 円 v)グループ毎の平均賃金改善額 (6,525,540 円) 6.525.540 円 ) (月額)(g)/(j)/(k) (A)及び(B)を実施 17,236 円 8,618 円 ※予定している配分方法について選 (6,525,550 円) 4,343,472 円 ) 2,182,078 円 ) 択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前 15,043 円 7,521 円 3,760 円 (A)(B)(C)全て実施 年度の一月当たりの常勤換算方法に より算出した職員数から算出した一人 (6,525,361 円) 3,790,836 円 ) 1,904,317 円 ) 830,208 円 ) 当たり配分額(月額)。(括弧内はグルー 上記以外の方法で実施 円 Щ プ毎に配分可能な加算総額(年額)) 0 円 0 円 ) 0 円 0 円 月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 3 人(見込)

#### 【記入上の注意】

(2)⑥ i )の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び ii )(ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

年

月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化する

7 月

令和

年

3

6

月 (

12 か月

(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)

職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。

ことが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。

令和

2

小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。

- (2)⑥ i )の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、<u>処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額</u> を記載すること
- ・(2)⑥ ii)(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ・(2)(6) ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独目の資金改善額」は、本計画書の提出年度における独目の資金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ・(2) ⑦ i )の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑦iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

# (3)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員	<b>処遇改善加算</b> ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ☑ 変更なし									
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 ✓ その他									
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)									
	就業規則の見直し 賃金規程の見直し ✓ その他 ( 給与規程及び介護職員処遇改善加算支給内規 )									
	(賃金改善に関する規定内容)									
	(東立以上に因う) のがた(1年)									
具体的な取組	賃金改善を行う賃金項目は一時金とし、支給の時期は年3回(12月・3月・6月)とする。12月支給の対象月は4月~8月分、3月支給の									
内容	対象月は9月~12月分、6月支給の対象月は1月~3月分とする。 介護職員1人当たりの賃金改善月額は、正規職員の介護職員が1ヶ月において所定労働時間勤務した場合を"常勤換算1"とし、全て									
	の介護職員(非正規職員を含む)の常勤換算を求めて支給する。									
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。									
	<ul><li>※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</li><li>(上記取組の開始時期)</li><li>平成 24 年 4 月 ( ✓ 実施済 → 予定 )</li></ul>									
	(工品取組の開始時期) 一十成 24 中 4 月 ( 天爬角 )									
口 介護職員等	#特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし									
経験・技能の										
ある介護職員	介護福祉士の資格を所持し、介護職員としての実務経験(他事業所での実務経験を含む)が6年以上のある介護職員									
の考え方										
賃金改善を行 う職員の範囲	✓ (A)経験・技能のある介護職員   ✓ (B)他の介護職員   ✓ (C)その他の職種									
	((A)にチェック(✔)がない場合その理由)									
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他									
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)									
	就業規則の見直し 賃金規程の見直し マの他 ( 給与規程及び法人職員特定処遇改善加算等に係る賃金改善内規 )									
	(賃金改善に関する規定内容)									
	賃金改善を行う賃金項目は一時金とし、支給の時期は年3回(12月・3月・6月)とする。12月支給の対象月は4月~8月分、3月支給の									
日化热水垢如	対象月は9月~12月分、6月支給の対象月は1月~3月分とする。									
具体的な取組 内容	経験・技能のある介護職員(常勤換算1)には1ヶ月平均15,000円程度(正規職員には17,000円程度・非正規職員には8,000円程度) を、その他の介護職員(常勤換算1)には1ヶ月平均7,500円程度(正規職員には10,000程度・非正規職員には3,700円程度)を、その他									
	職種の職員(常勤換算1)には1ヶ月平均3,500円程度(正規職員には5,000円程度・非正規職員には1,300円程度)を支給する。									
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。									
	資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。									
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。									
	(上記取組の開始時期) 令和 元 年 10 月 ( ☑ 実施済 □予定 )									
ハ 各介護サ	ービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善									
	(1)④ ii )(エ)又は(2)⑥ ii )(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載									
独自の賃金改										
善の具体的な	正規職員である"他の介護職員"及び"その他の職種"については、正規職員である"経験・技能のある介護職"に支給する特定処遇改善加算に係る賃金改善額との差額を法人独自に支給している。									
取組内容	9 3 行足処例以告加昇に体る負金以告領との左領を伝入独日に又和している。									
独自の賃金改	注しが定める"歴史加進改美加管等に収る賃金改美内坦"によって管字している									
書観の昇足版 拠	法人が定める"特定処遇改善加算等に係る賃金改善内規"によって算定している。									

# 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャ	リア	プペス要件 I 次	のイからハまで	のす	ナベ	ての基準を満たす。	加算 I・Ⅱの場合は必ず「該当」	✓ 該当	□ 非該当		
	イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。										
	ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。										
	ハ	イ、口について、	就業規則等の	明確	全な村	退拠規定を書面で整備し、全 <sup>*</sup>	ての介護職員に周知している。	)			
キャ	リア	パス要件Ⅱ 次	のイとロ両方の	基	単を	満たす。	加算 I・Ⅱの場合は必ず「該当」	✓該当	1 非該当		
	イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、 研修の実施又は研修の機会を確保している。										
					1		って、研修機会の提供又は技 ※当該取組の内容について下				
	á ( し	組内容 (該当する項目)	イの実現のための具体的な取 組内容 (該当する項目にチェック(✔)								
		した上で、具体的な	的な内容を記			資格取得のための支援の実施	施 ※当該取組の内容について	下記に記載する	ること		
		載)		<b>✓</b>	2	喀痰等吸引研修、介護福祉士・ク	介護支援専門員資格取得講習会	等を実施してい	<b>ప</b> .		
	口	イについて、全て	ての介護職員に	<b>二周</b>	知し	ている。					
	11-	- 0	/. a. 21		H- ME	a.2. \db. 2	1 Hb - 1 H A	- adapte	U. adayla		
キャ	イ	<b>アパス要件Ⅲ ≥</b> 介護職員につい けている。				<b>を満たす。</b> 等に応じて昇給する仕組み又	加算 I の場合は必ず「該当」 【は一定の基準に基づき定期】	【✓】該当 こ昇給を判定で	□ 非該当 する仕組みを設		
				<b>√</b>	1	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」なと	ごに応じて昇給する仕組みを指す	0			
		具体的な仕組みの内 するもの全てにチェッ ること。)		. 2		資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、 福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。					
					3	一定の基準に基づき定期に昇総 ※「実技試験」や「人事評価」なと 準や昇給条件が明文化されてい	での結果に基づき昇給する仕組み	を指す。ただし、	、客観的な評価基		
	口	イについて、全つ	ての介護職員に	周	- 知し	ている。					

※要件Ⅲを満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

# 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

【机遇	7L 24	-Lin Att 1
l Wutaa	ᄣ	

平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で<u>必ず1つ以上</u>にチェック(✔)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

### 【特定加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず<u>全て</u>にチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」 及び「その他」について、<u>それぞれ1つ以上の取組を行う</u>こと。 ※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

分類	内容
	✓ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
資質の向上	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)
	その他:
	<b>一</b> 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
労働環境・	✓ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
処遇の改善	✓ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	✓ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	✓ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	✓ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
	その他:
	✓ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	□ 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
ての旭	✓ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	✓ 非正規職員から正規職員への転換
	職員の増員による業務負担の軽減
	□ その他:
5 見える化	要件について<特定加算>
	※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし
実施している	周知方法について、チェック(✔)すること。
ホームページ	「介護サービス情報公表システム」への掲載 / 国 掲載予定
への掲載	
その他の方法	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 掲載予定
による掲示等	